

【減免の対象となる要件】

4月1日現在に次の①～③をすべて満たす車両。（普通車も含め障害のある方1人につき1台に限ります。）

①車両の所有者（割賦販売等により所有権留保付の場合は使用者）が、障害のある方本人であること。ただし、障害のある方が次の場合は、生計同一者が所有者でも可。

- 身体障害者で年齢18歳未満の人
- 知的障害者または精神障害者

②障害の等級及び運転者が下記の「該当表」に該当すること。

③専ら障害のある方の通学、通院、通所または生業のために使用する車両であること。

< 該当表 >

障害名		障害の級別		障害のある方本人が運転						生計同一者又は常時介護者（※）が運転					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6		
身体障害者	視覚障害	●	●	●	①			●	●	●	①				
	聴覚障害		●	●					●	●					
	平衡機能障害			●							●				
	喉頭摘出による音声機能障害			●											
	上肢不自由	●	●					●	●						
	下肢不自由	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	
	体幹不自由	●	●	●		●		●	●	●	●		△		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	●	●					●	●					
		移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	
	心臓機能障害	●		●					●		●				
	腎臓機能障害	●		●					●		●				
	呼吸器機能障害	●		●					●		●				
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	●		●					●		●				
	小腸の機能障害	●		●					●		●				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●					●	●	●				
肝臓機能障害	●	●	●					●	●	●					
知的障害者							療育手帳 A								
精神障害者							精神保健福祉手帳 1 級								
戦傷病者	お問い合わせください														

※生計同一者：障害のある方と生計を一にする方。住民票の世帯が別の場合は「生計同一証明書」が必要です。

常時介護者：障害のある方のみで構成される世帯の場合で、常時介護する方。「常時介護証明書」が必要です。

<表の見方> ●…該当、①…1号が該当、

△…当該障害のみでは減免対象外となりますが、重複して複数の障害がある場合は、総合等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。